

有田市子ども・子育て支援事業計画

**平成 27 年 3 月
有田市**

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本的な視点	4
3 基本目標	6
4 施策の体系	7
5 教育・保育提供区域の設定	8
6 重点項目	9

第3章 子育てを取り巻く状況

1 人口、世帯、出生等の状況	11
2 ニーズ調査結果の概要	16

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援の充実	22
基本目標2 親と子の健康の確保及び増進	26
基本目標3 児童の健全育成の推進	34
基本目標4 仕事と生活の調和の促進	35
基本目標5 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	36

第5章 計画の目標値等

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	43
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策	44
3 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保	51

第6章 計画の推進

1 推進体制の充実	52
2 計画の点検・評価に向けて	53

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けおり、市でも平成 17 年 3 月に「有田市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、少子化は依然として進行しており、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していること、待機児童問題等も引き続き大きな問題となっていることなどを背景に、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

この「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、第一義的には「子どもは親、保護者が育てることが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「有田市次世代育成支援後期行動計画」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「有田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、これまで取り組みを進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「有田市次世代育成支援後期行動計画」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や協議会などによる市民の意見を反映して策定しています。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や県の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、市の関連計画と整合性を図り策定しています。

3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子育ての喜びが人と人を結びつけ

子育て文化を創造するまち ありだ

市ではこれまでも、「子育ての喜びが人と人とを結びつけ 子育て文化を創造するまち ありだ」の実現に向け、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連帯でつくり上げていきます。

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の5項目を基本的な視点として施策に取り組みます。

視点1 すべての子どもの幸せを尊重します

すべての子供たちには、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利があり、擁護されなければなりません。子育ての真の主体は子供自身です。子供の幸せを第一に考え、子供の利益が最大限に尊重されるよう配慮し、大人になっても、「子どもが欲しい」「子どもを生みたい」と思えるような取り組み、まちづくりを進めていきます。

視点2 すべての子育て家庭がゆとりを持って子育てができるよう支援します

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、子育ての基本的役割を担う家庭が心身ともにゆとりを持った子育てができるよう、社会資源を最大限に活用し、子育て支援サービスや子育てに関する知識を習得する機会を提供していきます。

視点3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の実現をめざします

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの一つとして重要です。仕事と生活の調和が図れるよう、市内の企業の理解を得、協力連携して取り組んでいきます。

視点4 地域の人々が多様なかたちで子育て支援に参加できるように取り組みます。

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域の人々

が、次代を担う子どもたちと親・家庭を温かく見守り、様々なかたちで子育て支援に積極的に関わることによって、子育ての喜びを分かち合えるまちづくりを進めていきます。

視点5 教育・保育事業等の充実をめざします

子ども・子育て支援新制度に基づき教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、量・質ともに充実させ、子育て中の保護者のニーズに対応し、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めます。

3. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の5つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

基本目標1 地域における子育ての支援の充実

共働き家庭や家事に専念している人の家庭、ひとり親家庭など、子育てに関わるすべての人に対して、必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

基本目標2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、思春期における保健教育、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標3 児童の健全育成の推進

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや郷土への愛情、生きる力を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

基本目標4 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、国・県や市内事業所等と連携しながら、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標5 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、ひとり親家庭に対する生活支援や障害児に対する福祉サービスなどの取り組みを進めます。特に、児童虐待は、子どもに対する人権侵害として非常に重大な問題であることから、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

4. 施策の体系

計画における基本目標、主要課題、施策の方向を以下のように整理します。

基本目標	主要課題	施策の方向
1 地域における子育て支援の充実	(1)地域の子育て支援サービスの充実	①地域での子育てを支援します ②子どもたちが安心して生活できる環境づくりを進めます ③子育て情報の広報に努めます
	(2)保育サービスの充実	①保育サービスを提供します ②放課後の子どもの居場所づくりを進めます ③育児不安など、育児についての様々な相談に応じます
	(3)子どもの居場所づくり	①放課後児童対策の充実 ②児童館等の充実
2 親と子の健康の確保及び増進	(1)子どもと親の健康の確保	①安心して出産ができるように支援します ②お母さんや子どもの健康についての相談に応じます ③育児不安など、育児についての様々な相談に応じます ④乳幼児の健やかな発育のために健康診査や育児に関する学習の機会をつくれます ⑤小児医療を充実します ⑥乳幼児のけがや病気の治療費を補助します ⑦情報提供と相談活動の充実
	(2)子どもの健やかな成長	①子どもの心身の健やかな成長を支援します ②子どもの健康と育児についての相談に応じます ③子育て家庭を助成します ④子どもたちの就学・就園を支援します ⑤子どもたちの健全な活動を支援します ⑥子どもたちの遊びや友だちづくりを支援します
3 児童の健全育成の推進	(1)児童の健全育成の取り組み	①子育て中の人たちが仲間を増やしていけるように支援をします
4 仕事と生活の調和の促進	(1)仕事と子育ての両立の支援	①仕事と家庭の両立、調和のとれた働き方を事業所・地域に啓発します ②男女共同参画を推進します
5 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進	(1)障がい児施策の充実	①療育サービスを提供し、障がい児の健やかな成長を支援します ②障がい児の子育て不安や健康についての相談に応じます ③障がい児を持つ家庭を支援します
	(2)ひとり親家庭の自立支援	①ひとり親家庭の相談に応じます ②ひとり親家庭の生活を支援します ③ひとり親家庭の医療費を補助します ④母子家庭の福祉向上を支援します
	(3)児童虐待防止対策の充実	①児童の虐待防止対策を充実します ②養育困難家庭を支援します ③配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じます ④支援や配慮を必要とする子どもを支援します

5. 教育・保育提供区域の設定

本市では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に考慮して、教育・保育提供区域について、市全域を1区域として設定します。

6. 重点項目

計画の推進にあたり、下記の事項を重点的に取り組みます。

1

子育て中の人たちが安心して子育てできるよう、ともに集い悩みや不安を解消できる場所づくりをめざします

地域子育て支援センターの充実

子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施します。

2

働きながら子育てをしている家庭を支援し、子どもたちが安心して遊べる居場所づくりをめざします

放課後児童クラブ（学童）及び放課後子供教室事業の充実

平成 26 年 7 月に国で策定された「放課後子ども総合プラン」に即し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進めます。

（１）放課後児童クラブの整備計画

小学校に就学している児童で、放課後帰宅しても保護者等が就労等の関係で家にいない児童を保育します。5 年間で各小学校区に 1 ヶ所ずつの設置を目標とします。

（２）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

平成 31 年度までに 2 ヶ所整備することを目指します。

（３）放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画

平成 31 年度までに、市内小学校区に整備することを目指すため、希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を促進します。

（４）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるよう、学校区毎の定期的な打合せの場を設けます。

（５）小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活動に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。

（６）放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

平成31年度までに、開所時間延長支援事業を全ての放課後児童クラブで実施することを目指します。

3 障がい児の健やかな成長と家庭を支援します

特別な支援を要する子どもへの支援

障がいのある子どもが幼稚園や保育所から小学校へ入学する時など、次の施設へ進んでも子どもの情報が途切れることのないように、関係機関が連携して情報の伝達を行い、必要な支援を行います。

4 虐待防止対策の推進をします

虐待防止ネットワーク事業

「要保護児童対策地域協議会」を中心に関係機関が虐待防止に迅速に取り組んでいけるよう、連携体制の充実を図ります。

5 安心して子育てができる環境づくりと情報発信に努めます

(1) 乳幼児医療費助成事業の拡充

現在就学前（入院は小学生まで）までの医療費補助の対象を中学校終了時までの拡充を目標とします。

(2) 子育て情報誌の発行

子育てに関する情報を掲載し、子育て家庭等へ配布します。

(3) 家庭訪問支援事業

就学前の児童のいる世帯を対象に、子育ての不安や悩みを共に考え支援するために、子育て家庭訪問支援員が訪問します。

第3章 子育てを取り巻く状況

1. 人口、世帯、出生等の状況

(1) 人口構造

有田市の総人口は、減少傾向で推移し、平成22年に30,592人となっています。

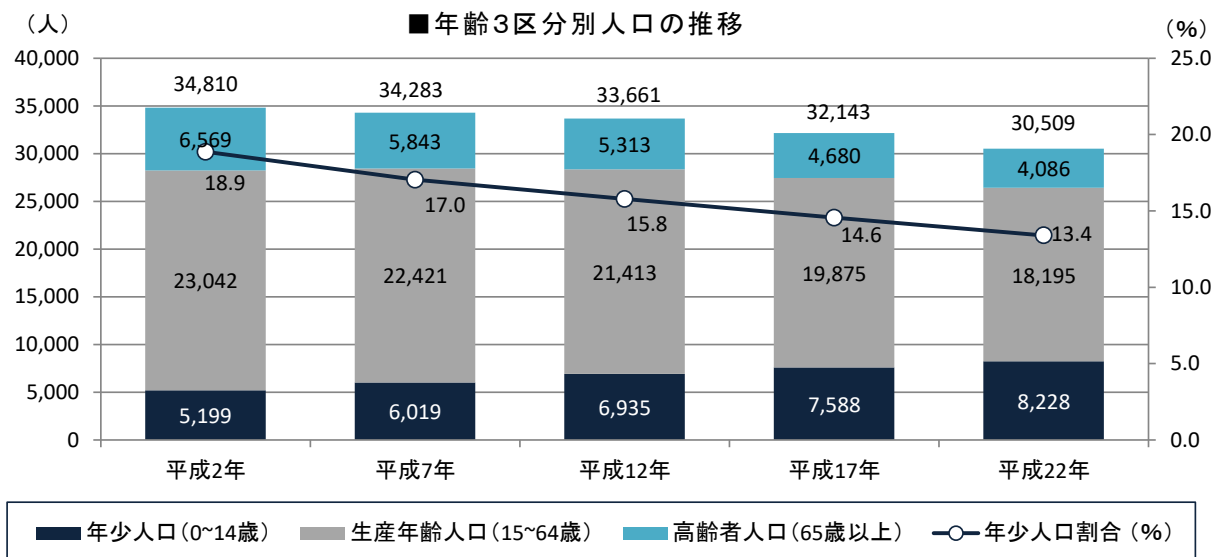
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向の一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。これにともない年齢3区分の割合も同様の傾向で推移し、0～14歳の年少人口割合は平成22年に13.4%と、平成2年から5.5ポイント低下しています。

■ 年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	34,810	34,283	33,685	32,147	30,592
年少人口(0～14歳)	6,569	5,843	5,313	4,680	4,086
構成比(%)	18.9	17.0	15.8	14.6	13.4
生産年齢人口(15～64歳)	23,042	22,421	21,413	19,875	18,195
構成比(%)	66.2	65.4	63.6	61.8	59.5
高齢者人口(65歳以上)	5,199	6,019	6,935	7,588	8,228
構成比(%)	14.9	17.6	20.6	23.6	26.9
年齢不詳	0	0	24	4	83

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(2) 児童人口の状況

本市の児童人口は減少傾向で推移しています。平成22年に0～4歳は1,116人、5～9歳は1,388人、10～14歳は1,582人となっています。

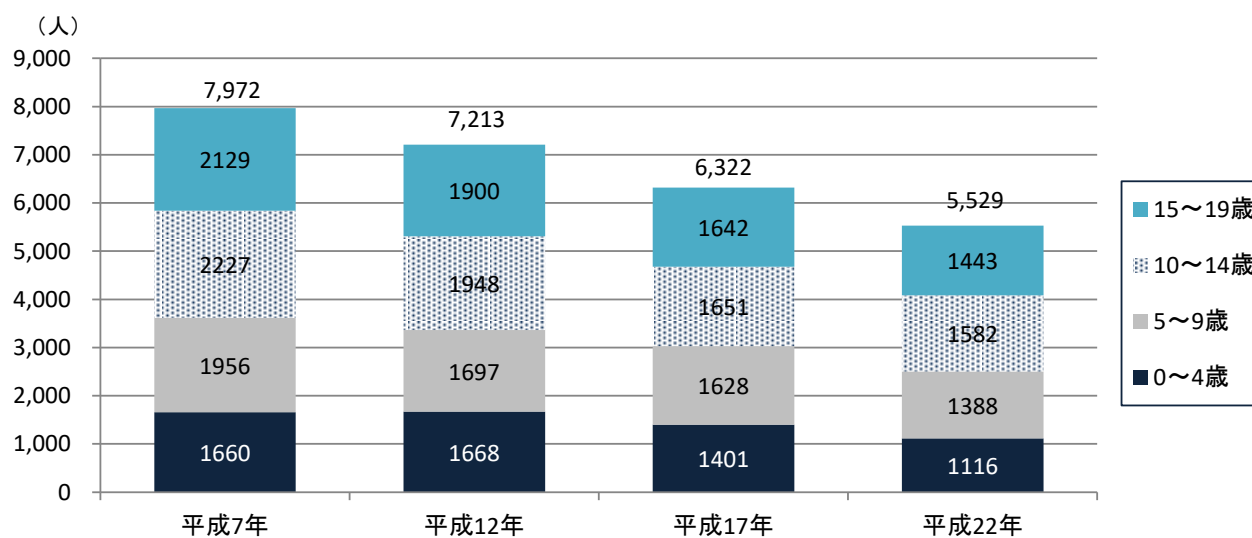
■0～19歳人口の推移

(単位:人)

	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
0～4 歳	1,660	1,668	1,401	1,116
5～9 歳	1,956	1,697	1,628	1,388
10～14 歳	2,227	1,948	1,651	1,582
15～19 歳	2,129	1,900	1,642	1,443

資料: 国勢調査

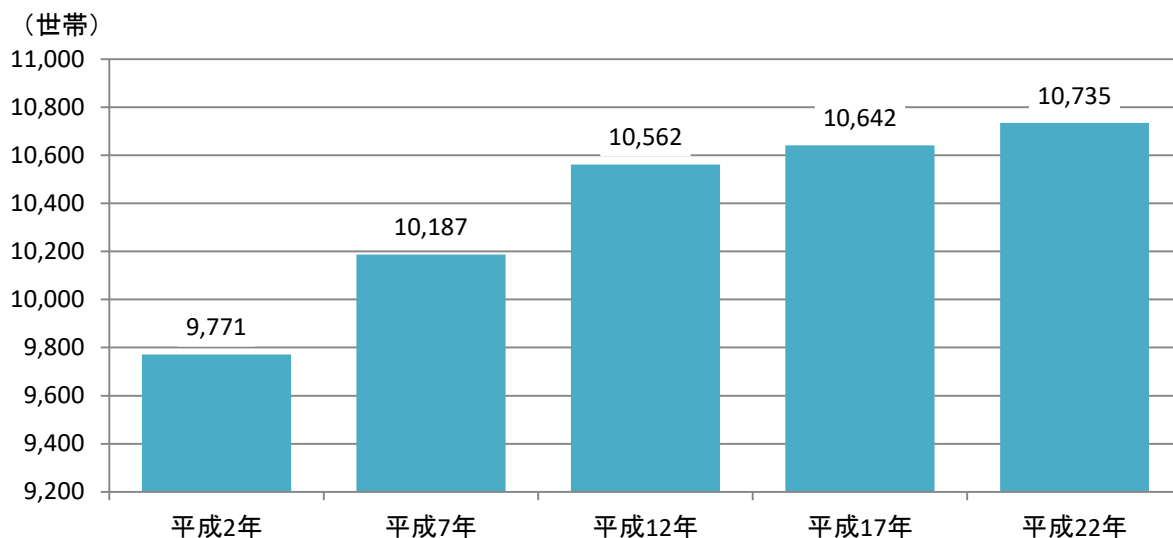
■0～19歳人口の推移



(3) 世帯の状況

国勢調査による有田市の世帯数は増加傾向で推移し、平成22年に10,735世帯となっています。

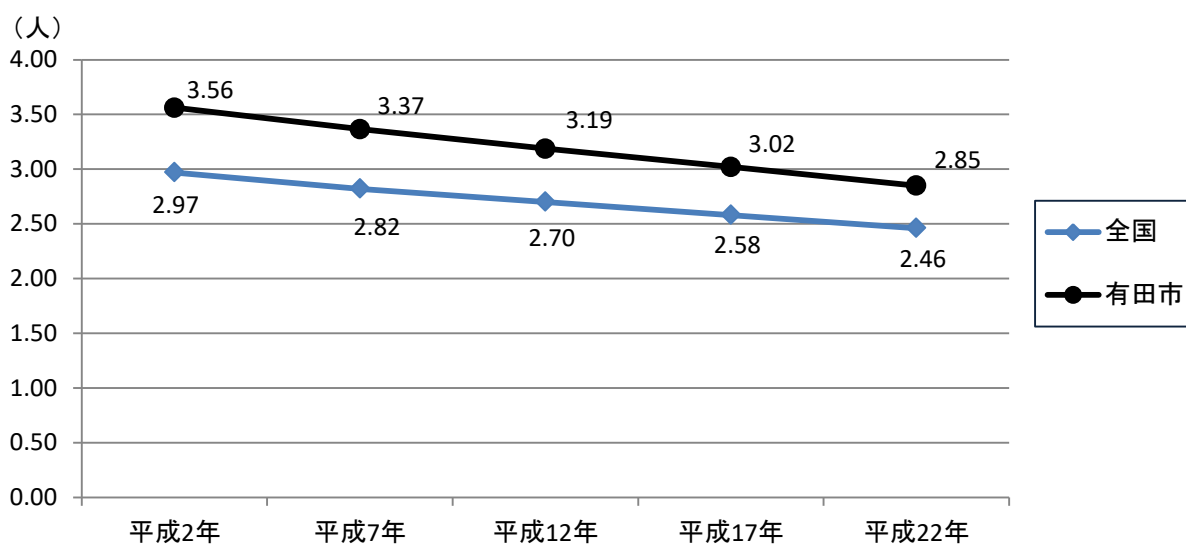
■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

有田市の1世帯あたり人員数は減少傾向で推移し、平成22年に2.85人となっています。全国に比べると、高い値で推移しています。

■ 1世帯あたり人員数の推移

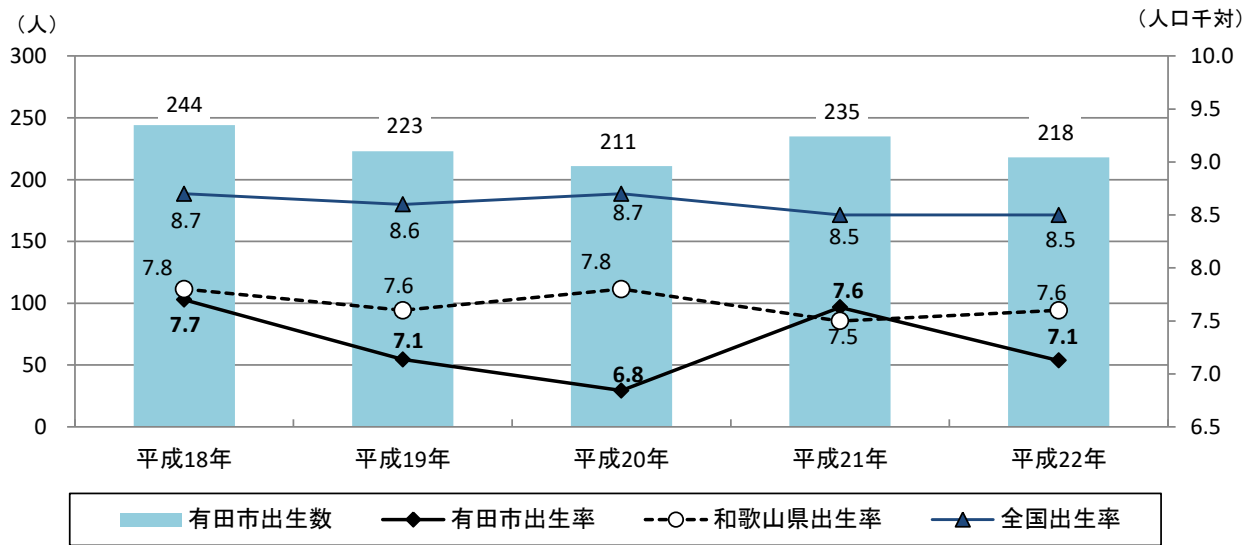


資料：国勢調査

(4) 出生の状況

有田市の近年の出生数は減少傾向にあり、平成23年に199人となっています。

■ 出生の推移



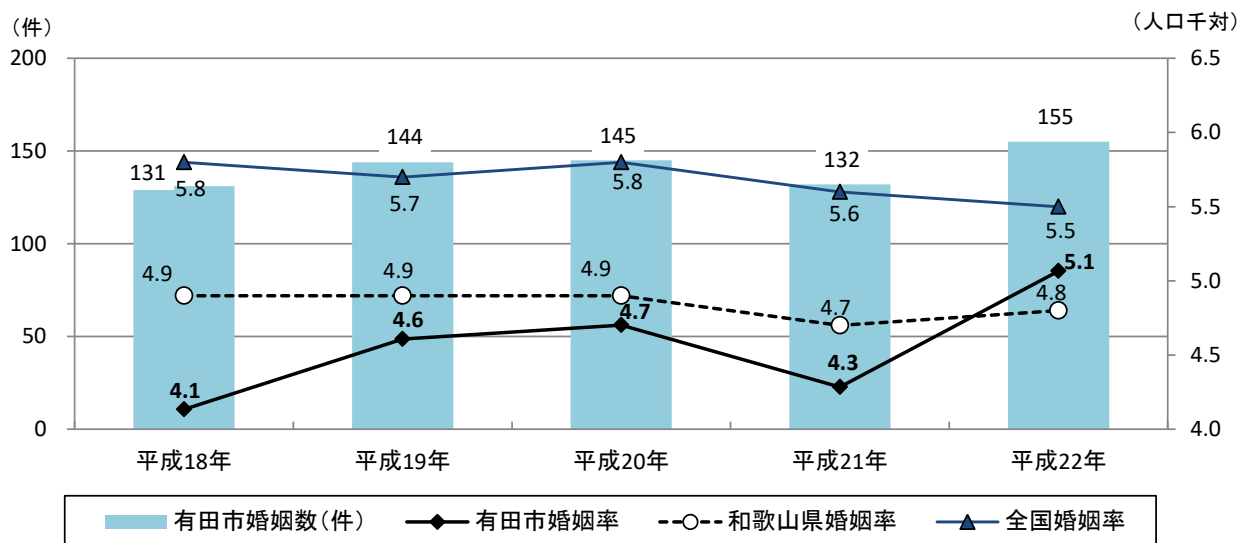
資料：和歌山県保健統計年報

(5) 結婚の状況

有田市の近年の婚姻件数は増減を経て、平成22年に155件となっています。

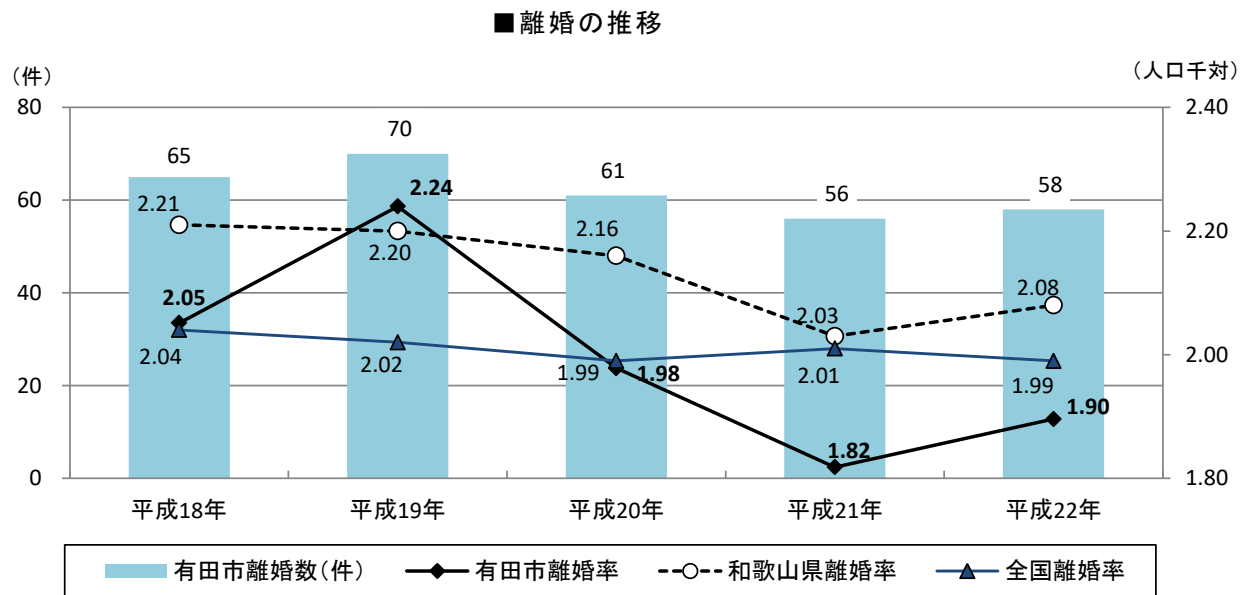
婚姻率は平成18年より21年まで、国や県より低い値で推移していましたが、平成22年に県よりも高く5.1となっています。

■ 婚姻の推移



資料：和歌山県保健統計年報

有田市の近年の離婚件数は増減を経て、平成22年に58件となっています。
離婚率は平成19年より低下していましたが、平成22年に上昇し1.90となっています。
近年は概ね国や県より低い値となっています。



資料：和歌山県保健統計年報

2. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査実施概要

本市では、本計画の策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生の保護者の方を対象に子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を把握するために「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」を実施しました。

■実施要領

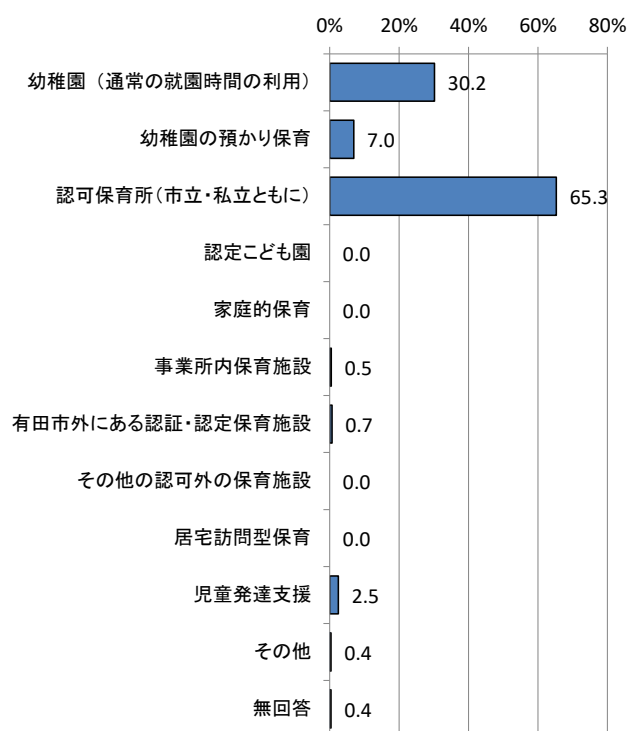
● 調査地域	有田市全域
● 調査対象	有田市内在住の「未就学児」の世帯・保護者 (就学前児童調査) 968 人 有田市内在住の「小学生」の世帯・保護者 (小学生調査) 1,185 人
● 調査期間	平成26 年2月27日～3 月7日
● 調査方法	住民基本台帳を基に対象児童を持つ全世帯。保育所・幼稚園・小学校は各機関を通じて配布・回収。就学前のどこにも属していない児童の世帯には郵送配布・郵送回収。
● 回収結果	就学前児童調査：696 件（回収率：74.5%） 小学生調査：1,112 件（回収率：95.2%）

(2) 調査結果概要

① 平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。

平日に定期的に利用している教育・保育は、『幼稚園』（「通常の就園時間の利用」と「預かり保育」の合計）が37.2%、「認可保育所（市立・私立ともに）」が65.3%、「児童発達支援（通所支援事業所さくらんぼなど）」が2.5%などとなっています。/ 就学前（N=559）

定期的に利用している教育・保育/就学前（N=559）



② 放課後の過ごし方

●低学年/就学前児童（N=696）

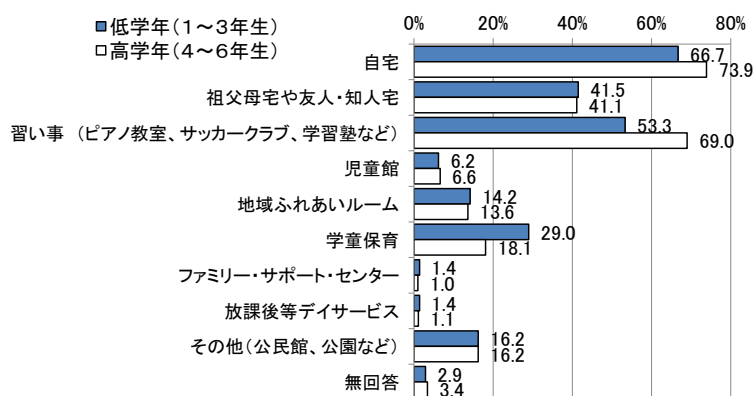
低学年（小学校１～３年生）の間に放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」（66.7%）が最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（53.3%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（41.5%）、「学童保育」（29.0%）などとなっています。

●高学年/就学前児童（N=696）

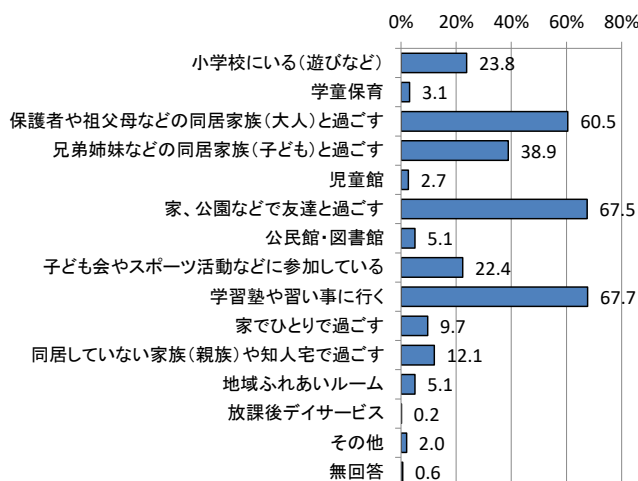
高学年（４～６年生）の間に放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」（73.9%）が最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（69.0%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（41.1%）となっています、「学童保育」（18.1%）などとなっています。

- 小学生の保護者に放課後や休日の過ごし方をたずねたところ、「学習塾や 習い事に行く」（67.7%）が最も高く、次いで、「家、公園などで友達と過ごす」（67.5%）、「保護者や祖父母などの同居家族（大人）と過ごす」（60.5%）、「兄弟姉妹などの同居家族（子ども）と過ごす」（38.9%）などとなっています。

■放課後に過ごさせたい場所/就学前（N=696）



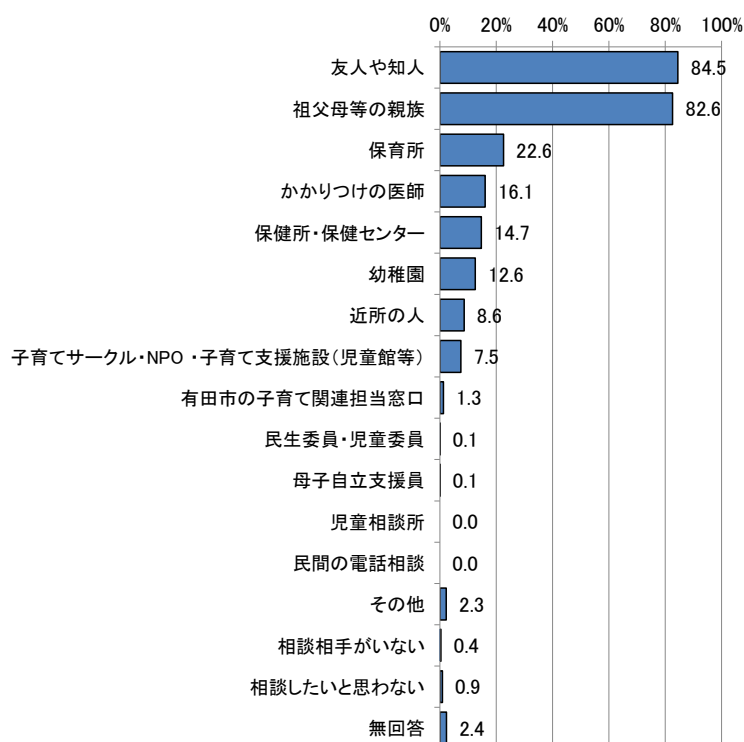
■放課後の過ごし方/小学生（N=1,112）



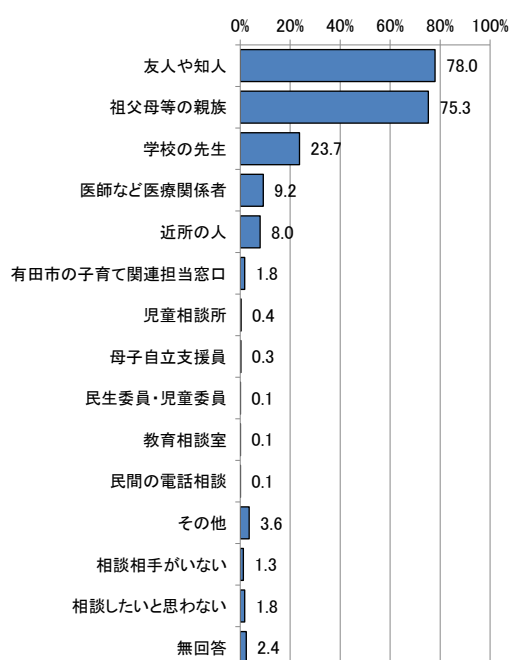
③ 悩みや不安の相談先

子育てに関する悩みや不安の相談先は、就学前児童・小学生ともに「友人や知人」(84.5%・78.0%)が最も高く、次いで、「祖父母等の親族」(82.6%・75.3%)となっています。就学前(N=696・N=1112))

■ 悩みや不安の相談先/就学前 (N=696)



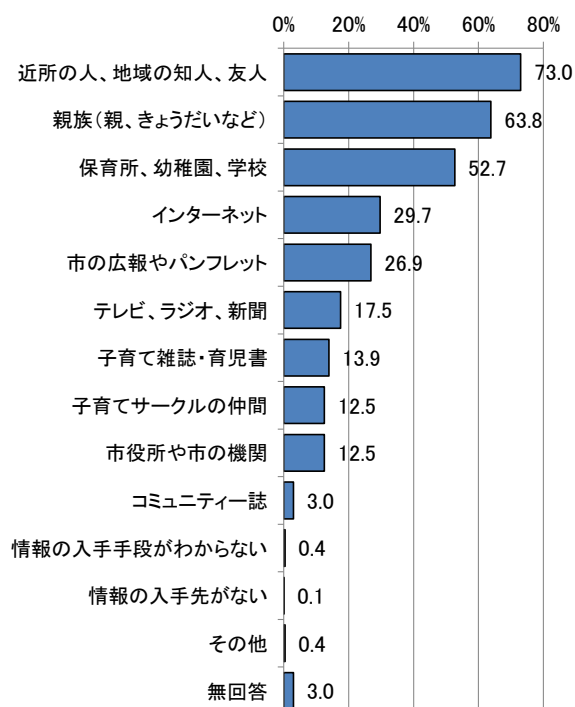
■ 悩みや不安の相談先/小学生 (N=1,112)



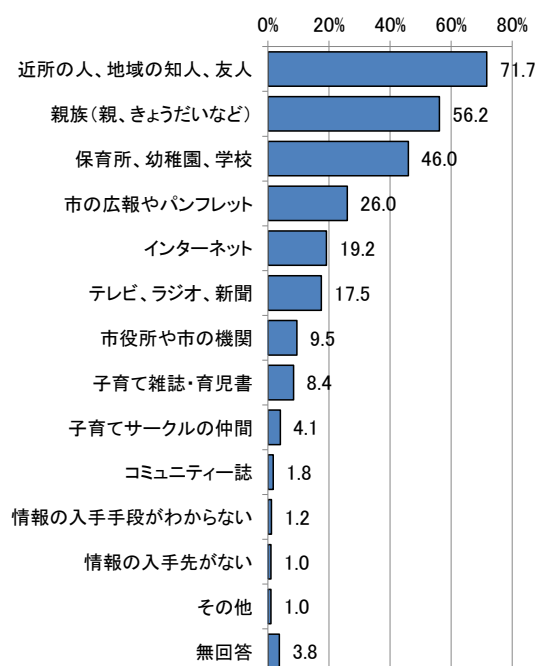
④ 子育て情報の入手先

子育てに必要な施策などの情報の入手先は、就学前・小学生ともに「近所の人、地域の知人、友人」（73.0%・71.7%）が最も高く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」（63.8%・56.2%）、「保育所、幼稚園、学校」（52.7%・46.0%）などとなっています。

■子育て情報の入手先/就学前（N=696）



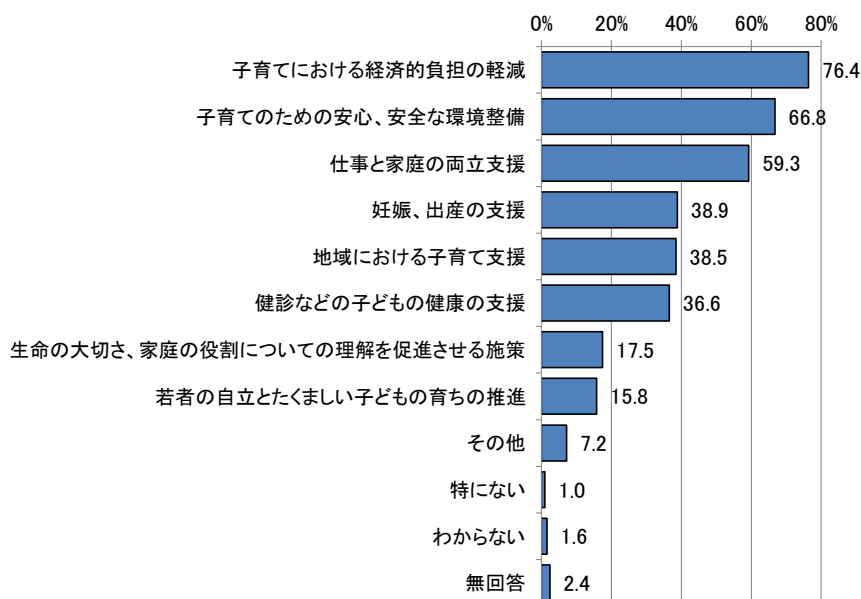
■子育て情報の入手先/小学生（N=1,112）



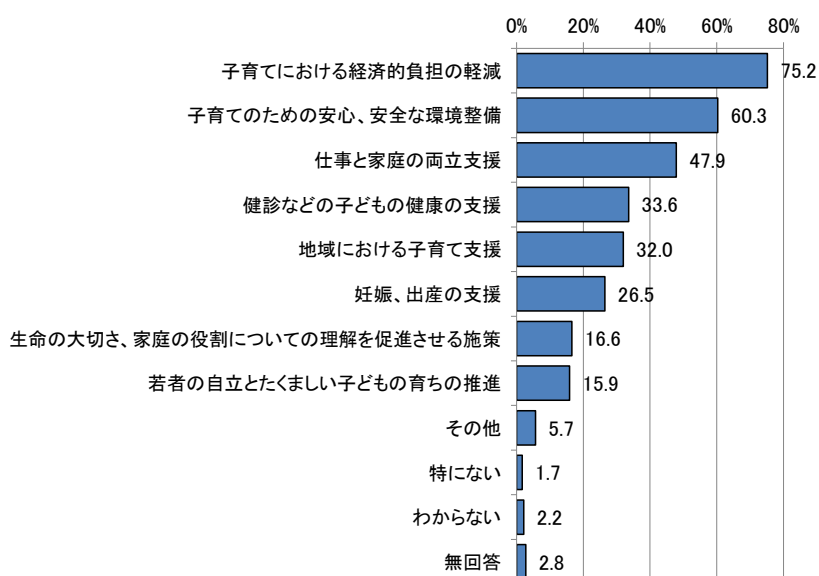
⑤ 充実してほしい子育て支援サービス

市へ期待する子育て施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」（76.4%・75.2%）が就学前・小学生ともに最も高く、次いで「子育てのための安心、安全な環境整備」（66.8%・60.3%）、「仕事と家庭の両立支援」（59.3%・47.9%）となっています。

■ 望ましいサポート/就学前（N=696）



■ 望ましいサポート/小学生（N=1,112）



第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域の子育て支援サービスの充実

(2)

■これまでの取り組み

- 親子が安心して遊び、交流の場としての公園の整備に取り組みます。また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、関係機関が連携・協力体制の協力を図り、総合的な交通安全対策、防犯対策等を推進しました。
- 子育て情報誌を母子手帳交付時などに配布するとともに、各種子育て支援サービスが利用者に十分に周知されるようホームページを活用して情報提供を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めました。

■施策の方向①地域での子育てを支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	所管課等
1) 民生児童委員協議会	・市内の各地区に64名の民生児童委員があり、地区の児童やひとり親家庭の相談に応じたり、児童の育成や家庭支援などを行っています。 ・民生児童委員の他に主任児童委員が4名おり、学校と連携し、要保護児童や児童の養育困難家庭などの支援を行うとともに児童虐待ネットワークの一員として虐待防止やケース検討会に参加しています。	福祉課 民生係
2) 学校評議員制度の設置・活用	・開かれた学校づくりの実現に向けて、地域住民の学校運営への参画を図り、保護者や地域住民の意向を把握し、学校運営に反映させることができるように、学校評議員制度を導入しています。	教育総務課
3) 学校の体育施設の開放	・学校教育施設である体育館等の体育施設を開放して、地域の指導者による子どもを対象にしたスポーツ教室を行っています。	生涯学習課
4) 地域活動連絡協議会	・各地区に母親クラブがあり、母親クラブが中心となって、地区の子どもを集め子供クラブをつくっています。クラブには母親だけでなく誰でも参加できます。 ・地区の子供クラブ単位でいろいろな事業を行って子どもたちの健全育成に努めています。	生涯学習課
5) 青少年育成事業補助金	・青少年健全育成事業の更なる強化を図るため、各地区育成会に補助金を出し、地域に応じた特色のある事業を支援しています。	生涯学習課
6) 地域ふれあいルーム	・子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置。内容は工作教室、読み聞かせ、おもしろ科学教室等を実施しています。今後、学童保育との連携も検討していきます。	生涯学習課

施策・事業名	概 要	所管課等
7) 家庭訪問 支援事業	・就学前の児童のいる家庭を訪問し、子育てに対する不安や相談あるいは虐待等の問題を抱えた家庭を把握し、必要な支援や助言及び関連機関に結びつけることで、地域の中で子ども達が健やかに育成できる環境を整備していきます。	福祉課 子ども係

■施策の方向②子どもたちが安心して生活できる環境づくりを進めます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 公園等の設置及び管理	・市内の公園の管理、修繕を行っています。	建設課
2) 青色防犯パトロールの実施	・登下校時などに犯罪者に機会を与えないよう青色防犯パトロールを実施しています。	防災安全課
3) 防災研修の開催	・市民を対象に、安全な避難行動ができるように、また防災意識の向上のため研修会を開催しています。	防災安全課
4) 公立学校施設・ 保育所の整備	・公立学校施設、保育所の耐震診断及び耐震補強工事が完了し、老朽化対策、室内環境の改善(空調)、天井等落下防止対策、また統合についても検討していきます。	教育総務課 福祉課 子ども係
5) 通学路の安全 点検	・平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「有田市通学路交通安全プログラム」を策定し関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。	教育総務課 建設課

■施策の方向③子育て情報の広報に努めます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 子育て情報誌	・本計画に載っている事業内容や事業の実施場所、親子が一緒に遊べる公園の場所などをマップ形式にした冊子を作成し、主要な場所に設置して自由に持ち帰れるようにします。	福祉課 子ども係
2) 子育て情報提供 事業	・子育てに関するあらゆる情報を発信する拠点となるべき場所を設置し、子育てに関する悩みの相談をはじめ健康相談や、子育て家庭の情報交換の場所として利用できる場所としています。	福祉課 子ども係 健康課 保健指導係

(2) 保育サービスの充実

■これまでの取組

- 保育サービスを充実させるため、研修会等を通じて、保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上に努め、質の高いサービスの提供を行いました。また、乳児保育利用者の増加傾向にあわせて、乳児保育、一時保育の充実を図り、延長保育の実施に取り組ましました。

■施策の方向①保育サービスを提供します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 保育の実施	・家庭での保育が困難な就学前児童を保育します。 ・0歳児（生後6ヶ月以上）から就学前児童を保育します。	福祉課 子ども係
2) 延長保育の実施	・現在の時間延長保育（午前、午後に1時間ずつの延長をしている）に加えて、そとはま保育所では、午前に1時間半、午後に1時間45分の延長保育を実施しています。目標は、午後7時まで延長保育を実施する保育所を2箇所程度増やします。	福祉課 子ども係
3) 保育所広域入所事業	・家庭での保育が困難な0歳児（生後6ヶ月以上）から就学前児童を持つ保護者が就労等の関係で、その児童を他の市町村で保育させることができます。	福祉課 子ども係
4) ファミリーサポートセンター事業	・乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する保護者と、当該援助を行うことを希望する人との連絡及び調整を行うとともに、援助希望者の講習その他必要な援助を行う事業であり、具体的には、保育施設等（保育所・幼稚園・小学校等）の開始前、終了後に子どもを預かったり、保育施設等への送迎、保護者が病気、出産、リフレッシュなどの場合に子どもを預かるなどの活動です。今後もニーズを図り、検討していきます。	福祉課 子ども係

■施策の方向②放課後の子どもの居場所づくりを進めます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 学童保育事業	・小学校に就学している児童で放課後、帰宅しても保護者等が就労等の関係で家にいない児童を保育します。月曜日～金曜日の午後6時までで、土曜日は1日保育します。 ・夏休みなどの長期休暇時は1日保育をします。（別途保育料がかかります。） ・保育料6,000円（月額）で、1日単位でも保育します。 ・現在、市内3箇所で開催していますが各小学校区で実施することを目標とします。また、今後ふれあいルームとの連携も検討していきます（目標2ヶ所）	福祉課 子ども係
2) 地域ふれあいルーム	・子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置。内容は工作教室、読み聞かせ、おもしろ科学教室等を実施しています。今後学童保育との連携を検討していきます（目標2ヶ所）	生涯学習課

施策・事業名	概 要	所管課等
3) 通所支援事業所 「さくらんぼ」 放課後等デイサービス	障がいのある児童の放課後の生活の場を提供し、保護者負担の軽減を図ります。	福祉課 子ども係

■施策の方向③育児不安など、育児についての様々な相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 一時預かり保育	- 幼稚園や保育所に入園していない0歳児(生後6ヶ月以上)から就学前の児童を持つ保護者が冠婚葬祭や急な用事、病気などで一時的に子どもの保育ができなくなったときに、一時的に保育所で保育します。 1日単位で申し込みができます。保育料がかかります。	福祉課 子ども係
2) 子育て支援短期利用事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	- 児童を養育している家庭の保護者が疾病、冠婚葬祭や社会的事由などにより、家庭における養育が一時的に困難となった場合に、当該児童を児童福祉施設において一時的に養育します。 1日単位で申し込みができます。自己負担額があります。	福祉課 子ども係

基本目標 2 親と子の健康の確保及び増進

(1) 子どもと親の健康の確保

■これまでの取組

- 子育てへの経済的支援が求められているなか、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて制度の変更を行い、子育てに係る負担軽減に努めました。
- 小児医療体制は、安心して子供を生み、健やかに育てることができる環境の基盤ですので、小児医療の充実に取組、関係機関と連携を図ってきました。
- 子育て相談を拡充させるとともに、子育て支援情報や保健福祉サービスなどの必要な情報を提供し、育児不安や育児の孤立化を解消してきました。

■施策の方向①安心して出産ができるように支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 妊婦一般健康診査	・妊娠中の異常を早期発見し、早期に対応する事で妊婦や赤ちゃんの健康が維持できるよう妊娠届出時に公費による22枚の助成券を発行しています。	健康課 保健指導係
2) パパ・ママ教室	・健康で安心した妊娠・出産・育児が行えるよう、年3回妊婦とその夫を対象に子育ての講話や妊婦体験・沐浴体験を行います。	健康課 保健指導係
3) 母子手帳の交付	・妊娠・出産・育児や予防接種に関する一貫した母と子の健康記録である手帳を交付します。	健康課 保健指導係

■施策の方向②お母さんや子どもの健康についての相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師・母子保健推進員等が全戸訪問します。	健康課 保健指導係
2) 健康相談	・母と子の健康や育児の相談に応じます。 ・保健師・発達相談員・理学療法士・助産師が相談に応じます。 ・栄養士は栄養相談を行い、食育を推進します。	健康課 保健指導係
3) 発達相談	・心理発達面で心配や悩みのある子どもと保護者に臨床心理士による心理発達面での相談を行います。 ・市立病院小児科外来でも専門医による相談を行っています。	子ども係 保健指導係 市立病院
4) 妊娠・出産包括支援モデル事業	・「母子保健相談支援事業」「産前・産後サポート事業」「産後ケア事業」の3事業を強化し、有田市立病院の助産師がその専門性を生かし、きめ細やかな相談・支援を行うこととしています。	健康課 保健指導係 市立病院

■施策の方向③育児不安など、育児についての様々な相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	・生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師・母子保健推進員等が全戸訪問し、相談に対応します。	健康課 保健指導係
2) 養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士、母子保健推進員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児支援等を行います。	福祉課子ども係 健康課 保健指導係
3) 健康相談(再掲)	・母と子の健康や育児の相談に応じます。 ・保健師・発達相談員・理学療法士・助産師が相談に応じます。 ・栄養士は栄養相談を行い、食育を推進します。	健康課 保健指導係
4) 母子保健推進員	・各地区45名の方が市長より委嘱され、ほのぼのステーションの開催や子育てへの助言など行い、楽しく子育てできるよう支援しています。	健康課 保健指導係
5) 地域子育て支援センター	・子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ・そとはま保育所に併設していて、保育所の開所時間中に専属の保育士が相談に応じます。また電話での相談にも応じます。	福祉課 子ども係
6) 家庭児童青少年相談室	・子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。 ・児童虐待などの対応や相談に応じます。 ・市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係

■施策の方向④乳幼児の健やかな発育のために健康診査や育児に関する学習の機会をつくります

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 4ヶ月児健康診査	・病気や障がいの早期発見と、健康や育児についての相談を行います。 ・保健センターで毎月1回実施しています。	健康課 保健指導係
2) 10ヶ月児健康診査	・病気や障がいの早期発見と、健康や育児についての相談を行います。 ・保健センターで毎月1回実施しています。	健康課 保健指導係
3) 1才8ヶ月児健康診査	・病気や障がいの早期発見と、健康や育児・歯についての相談を行います。 ・保健センターで毎月1回実施しています。	健康課 保健指導係
4) 2才児教室	・保育士による親子遊びを通じて子どもとのかかわり方や育児指導、また健康や育児についての相談に応じています。	健康課 保健指導係
5) 離乳食教室	・離乳食の試食や指導、健康や育児の相談に応じています。	健康課 保健指導係

施策・事業名	概 要	所管課等
6) 予防接種乳幼児	・感染症を予防するため各種予防接種を実施します。	健康課 保健指導係
7) 健康講座	・子育てや健康、また事故予防についての講義や実習など、学習の機会や情報提供を行います。 ・学校教育と連携して食育や防煙、また思春期教育に取組ます。	健康課 保健指導係
8) 育児教室	・市内8地区の公民館において健康や育児についての教室を開きます。	福祉課 子ども係
9) 子育て講演会	・妊婦を含め、出産育児に携わる多くの方を対象に、子育てや子どもとの関わり方や周りのサポートなどについての講演会を開催します。	健康課 保健指導係

■施策の方向⑤小児医療を充実します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 小児医療	・有田市には、市立病院がありますが、今後有田市内の医療機関と連携し、小児医療体制の充実を目指します。	保健指導係 市立病院

■施策の方向⑥児童のけがや病気の治療費を補助します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 乳幼児医療費の助成	・小学校就学前（6歳到達後の最初の3月31日まで）の乳幼児の保険診療に係る保護者の自己負担分を助成します。 ・所得による制限はありません。 ・中学校終了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童の保険診療に係る保護者の自己負担分を助成します。 ・所得による制限はありません。	福祉課 子ども係
2) 子ども医療費の助成		福祉課 子ども係

■施策の方向⑦情報提供と相談活動の充実

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 国民健康保険の出産育児一時金	・国民健康保険に加入している人が出産したとき、出産育児一時金 40 万 4 千円（産科医療補償制度の対象分娩の場合は 1 万 6 千円加算）が支給されます。	健康課 国保年金係

2) 助産の実施	・福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合、その妊産婦から申込みがあったときに、その妊産婦に対し助産施設において助産を行います。	福祉課 子ども係
-------------	--	----------

(2) 子どもの健やかな成長

■これまでの取組

- 子育て家庭に対する各種手当の支給を行い、経済的負担の軽減に努めました。
- 放課後や週末等に各種関係機関・団体の協力を得て様々な体験や交流活動を行い、子どもたちの健全育成に取り組めます。また、健やかな心身の発達を促すため、正しい食習慣の指導や情報提供を行い、食育を推進してきました。

■施策の方向①子どもの心身の健やかな成長を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	所管課等
1) 3才6ヶ月児健康診査	・病気や障害の早期発見と、健康や育児についての相談に応じます。	健康課 保健指導係
2) 3才6ヶ月児精密健康診査	・3才6ヶ月児健康診査の結果、精密検査を要する児童の検査費用を補助します。	健康課 保健指導係
3) 予防接種 (小学校・中学校)	・感染症を予防するため各種予防接種を実施します。	健康課 保健指導係
4) 健康教育の推進	・保健センターの協力により、防煙教室を開催します。	教育総務課 健康課 保健指導係
5) 道徳教育の推進	・道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体で道徳教育を推進しています。	教育総務課

■施策の方向②子どもの健康と育児についての相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概要	所管課等
1) 乳児家庭全戸訪問事業	・生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を、保健師・母子保健推進員等が全戸訪問します。	健康課 保健指導係
2) 養育支援訪問事業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士、母子保健推進員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児支援等を行います。	福祉課子ども係 健康課 保健指導係

施策・事業名	概 要	所管課等
3) 健康相談	- 母と子の健康や育児の相談に応じます。 - 保健師・発達相談員・理学療法士・助産師が相談に応じます。 - 栄養士は栄養相談を行い、食育を推進します。	健康課 保健指導係
4) 母子保健推進員	各地区45名の方が市長より委嘱され、ほのぼのステーションの開催や子育てへの助言などを行い、楽しく子育てできるよう支援しています。	健康課 保健指導係
5) 母子通所 「あそびの教室」	- 心理発達面での支援や育児について支援を要する母と子に、子どもとのかかわり方や遊びを指導します。 - 月4回保健センター等で行っており、クッキングや外遊びも行っています。 - 子育て支援センターの保育士や保健師が指導・相談に応じています。	健康課 保健指導係
6) 地域子育て 支援センター	- 子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 - そとはま保育所に併設していて、保育所の開所時間中に専属の保育士が相談に応じます。また電話での相談にも応じます。	福祉課 子ども係
7) 家庭児童青少年 相談室（再掲）	- 子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。 - 児童虐待などの対応や相談に応じます。 - 市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係

■施策の方向③子育て家庭を助成します

（主な施策・事業）

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 乳幼児医療費の 助成（再掲）	- 就学前児童の保険診療に係る保護者の自己負担分を助成します。 - 受給資格は小学校就学前まで。所得制限なし。	福祉課 子ども係
2) 子ども医療費の助成 （再掲）	- 小・中学生の保険診療に係る保護者の自己負担分を助成します。 - 受給資格は中学校終了まで。所得制限なし。	福祉課 子ども係
3) 児童手当	0歳～中学生までの児童に対し3歳未満は月額15,000円、3歳以上から小学校修了前は月額10,000円（3人目以降は月額15,000円）、中学生は月額10,000円を養育している保護者に支給します。所得制限有。保護者の所得が制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。	福祉課 子ども係
4) 私立幼稚園就園 奨励費扶助	- 幼稚園教育の普及と充実を図るため、幼稚園に在園している児童がいる家庭の経済的な負担軽減を目的として、国の補助を受け実施しています。 - 所得制限があり、補助基準により入園料、保育料の年額が軽減されます。	教育総務課

■施策の方向④子どもたちの就学・就園を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 私立幼稚園就園 奨励費扶助(再 掲)	- 幼稚園教育の普及と充実を図るため、幼稚園に在園している児童がいる家庭の経済的な負担軽減を目的として、国の補助を受け実施しています。 - 所得制限があり、補助基準により入園料、保育料の年額が軽減されます。	教育総務課
2) 私立幼稚園振 興費補助	市内の私立幼稚園の費用負担を軽減し、幼稚園の振興を図ります。	教育総務課
3) 特別な支援を要 する子どもへの 支援	障がいのある子どもが幼稚園や保育所から小学校・中学校へ入学する時など、次の施設へ進んでも子どもの情報が途切れることのないように、関係機関が連携して情報の伝達を行い、必要な支援を行います。	福祉課 子ども係 健康課 保健指導係 教育総務課
4) 保育所・幼稚園 と小学校との連 携	就学に向けての保・幼・小・中の情報交換を行います。	福祉課 子ども係 健康課 保健指導係 教育総務課

■施策の方向⑤子どもたちの健全な活動を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 児童館	0歳～18歳までのお子さんとその保護者に対し、遊びを通しての健全育成を図ります。港町児童館、砂浜児童館の2ヶ所があります。 - 月曜から金曜の午前8時30分～午後5時15分まで開所しており、いろいろな遊び方を提供しています。 - 図書やビデオ等の貸し出しも行っており、年次行事として映画会・料理教室・夏まつり・クリスマス会など様々な行事を行っています。	福祉課 子ども係
2) 体験活動	小中学校での森林体験学習のほか、中学校では職場体験を実施しています。また、中学2年生では、オーストラリアへの海外派遣研修事業を実施しています。	教育総務課
3) 地域ふれあい ルーム	子どもの安心・安全な居場所づくりとして小学校区ごとに設置。内容は工作教室、読み聞かせ、おもしろ科学教室等を実施しています。今後学童保育との連携を検討していきます。	生涯学習課
4) 地域活動連絡協 議会	- 各地区に母親クラブがあり、母親クラブが中心となって、地区の子どもを集め子供クラブをつくっています。クラブには母親だけでなく誰でも参加できます。 - 地区の子供クラブ単位でいろいろな事業を行って子どもたちの健全育成に努めています。	生涯学習課
5) 青少年育成事業 補助金	青少年健全育成事業の更なる強化を図るため、各地区育成会に補助金を出し、地域に応じた特色のある事業を支援しています。	生涯学習課

■施策の方向⑥子どもたちの遊びや友だちづくりを支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 児童館(再掲)	・0歳～18歳までのお子さんとその保護者に対し、遊びを通しての健全育成を図ります。港町児童館、砂浜児童館の2ヶ所があります。 ・月曜から金曜の午前8時30分～午後5時15分まで開所しており、いろいろな遊び方を提供しています。 ・図書やビデオ等の貸し出しも行っており、年次行事として映画会・料理教室・夏まつり・クリスマス会など様々な行事を行っています。	福祉課 子ども係
2) つどいの広場事業	・主に就学前の子どもと保護者を対象に、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、子育てに対する不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。 ・つどいの広場は2ヶ所ありきらきら広場(港町児童館)は月曜日・水曜日・木曜日に、にこにこ広場(砂浜児童館)は火曜日・木曜日・金曜日に、いずれも午前9時から午後12時まで開所しております。	福祉課 子ども係
3) 親子体験学習	・年1回、親子で体験する機会を提供しています。	生涯学習課
4) 春の遠足	・小・中学生を対象に春休みに親子で参加する機会を提供しています。	生涯学習課
5) 凧作り教室 凧揚げ大会	・自分だけのオリジナルなダイヤ凧を作ります。新春の大空へ手作り凧を高く揚げよう。	生涯学習課
6) スポーツ教室	・市民に様々なスポーツを体験できる機会を提供することにより市民の健康増進、体力向上、及びスポーツの振興を図ることを目的に13競技の教室を実施しています。	生涯学習課

■施策の方向⑦子どもたちの学力・体力向上を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 学力向上対策	・有田市学力調査の実施、読書活動の推進、補充学習の支援等を行うことで、学力向上を図ります。	教育総務課
2) 有田市民総合スポーツ大会	・市民の体力向上と交流を図ることを目的に実施しています。競技は18競技で、小中学生も参加しています。	生涯学習課
3) スポーツ教室	・市民に様々なスポーツを体験できる機会を提供し、スポーツの楽しさや素晴らしさを経験と、体力向上を図ることを目的に全13競技を行っています。	生涯学習課
4) 歩こう会	・市民の体力向上と交流を図ります。	生涯学習課
5) オレンジマラソン大会	・市民の体力向上を図ります。また小中学生には忍耐力、持久力の向上も図ります。	生涯学習課

施策・事業名	概 要	所管課等
6) 有田市内駅伝大会	・ 駅伝を通じて、市民の体力向上を図ります。	生涯学習課

■施策の方向⑧子どもたちへの食育に取り組みます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 食育の推進	・ 食に関する知識や健全な食生活が実践できるよう食生活改善推進員の協力の基、食育の普及に努めています。	健康課 保健指導係
2) 健康相談	・ 母と子の健康や育児の相談に応じます。 ・ 保健師・発達相談員・理学療法士・助産師が相談に応じます。 ・ 栄養士は栄養相談を行い、食育を推進します。	健康課 保健指導係

基本目標 3 児童の健全育成の推進

■これまでの取組

- 子育て支援センターや子育てサークル等へ、より多くの子育て中の親子が集い、子育ての悩みや育児などの情報交換をしながら友達を増やしていけるよう支援しました。

■施策の方向①子育て中の人たちが仲間を増やしていけるように支援をします

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 育児教室	・市内8地区の公民館において健康や育児についての教室を行います。	福祉課 子ども係
2) 子育てサークル 支援事業	・各地区公民館において実施している子育てサークルに保育士等が参加し、遊びや子育てについて助言します。	福祉課 子ども係
3) 母子通所 「あそびの教室」	・心理発達面での支援や育児について支援を要する母と子に、子どもとのかかわり方や遊びを指導します。 ・月4回保健センター等で行っており、クッキングや外遊びも行っています。 ・子育て支援センターの保育士や保健師が指導・相談に応じています。	健康課 保健指導係
4) 保育所ふれあい保育	・幼稚園や保育所に入園していない乳幼児を持つ子育て中の親子が保育所で楽しく過ごすことで、子育て不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。市内7保育所で実施しています。	福祉課 子ども係
5) 児童館(再掲)	・0歳～18歳までのお子さんとその保護者に対し、遊びを通しての健全育成を図ります。港町児童館、砂浜児童館の2ヶ所があります。 ・月曜から金曜の午前8時30分～午後5時15分まで開所しており、いろいろな遊び方を提供しています。 ・図書やビデオ等の貸し出しも行っており、年次行事として映画会・料理教室・夏まつり・クリスマス会など様々な行事を行っています。	福祉課 子ども係
6) 地域子育て支援 センター(再掲)	・子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。 ・そとはま保育所に併設していて、保育所の開所時間中に専属の保育士が相談に応じます。また電話での相談にも応じます。	福祉課 子ども係
7) つどいの広場事業(再掲)	・主に就学前の子どもと保護者を対象に、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、子育てに対する不安の解消や情報交換ができる場所を提供します。 ・つどいの広場は2ヶ所ありきらきら広場(港町児童館)は月曜日・水曜日・木曜日に、こここ広場(砂浜児童館)は火曜日・木曜日・金曜日に、いずれも午前9時から午後12時まで開所しております。	福祉課 子ども係

基本目標 4 仕事と生活の調和の促進

■これまでの取組

- 仕事と家庭生活の調和を図ることができるよう働き方を見直す意識の啓発をはじめ、企業・事業者に対する子育て意識の啓発など、子育て家庭にやさしい働き方や男女がともに担う家庭生活づくりを推進してきました。

■施策の方向①仕事と家庭の両立、調和のとれた働き方を事業所・地域に啓発します

（主な施策・事業）

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 子育てしやすい 就労環境の整備 に向けた企業の 取り組みに対す る働きかけ	・仕事と生活の調和の実現をめざし、子育てしやすい就労環境の整備に向け、企業の取り組みが推進されるように、関連する情報の提供に努めます。	福祉課 子ども係

■施策の方向②男女共同参画を推進します

（主な施策・事業）

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 第2次男女共同 参画プラン	・市では平成25年度に第2次男女共同参画プランを策定しました。今後は、このプランの基本理念や基本目標に沿って本事業計画を進めていきます。	市民課 人権啓発係

基本目標 5 要保護児童への対応等、きめ細かな取り組みの推進

(1) 障がい児施策の充実

■これまでの取組

- 障がいを持つ親や家庭の子育て不安や健康についての相談に応じ、経済的負担の軽減と障がい児の健やかな成長のため、きめ細かい支援を目指し、関係機関が円滑な連携をとり、総合的な取組を推進してきました。

■施策の方向①療育サービスを提供し、障がい児の健やかな成長を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 通所支援事業所 「さくらんぼ」	・成長、発達過程において、身体面や精神面に何らかのつまづきや病気および障がいのある子どもを対象とし、発達に合わせた毎日の遊びを通して、生活の楽しさを経験し、友達とつながりを深め、集団生活への基礎的な力を豊かにする療育を行うことを目的としています。 ・市内では、福祉館「なごみ」内で通所支援事業所「さくらんぼ」を定員 20 名で運営しています。発達相談や臨床心理士、保健師等と連携を取りながら、児童の成長を支援しています。また、就学している子どもに対して、障害児の学童保育も行っています。	福祉課 子ども係
2) 障がい児保育対策事業	・心身に障がいを持つ児童の保育を保育所で積極的に行っています。	福祉課 子ども係
3) 母子通所 「あそびの教室」	・心理発達面での支援や育児について支援を要する母と子に、子どもとのかかわり方や遊びを指導します。 ・月 4 回保健センター等で行っており、クッキングや外遊びも行っています。 ・子育て支援センターの保育士や保健師が指導・相談に応じています。	健康課 保健指導係
4) 補装具の給付	・身体上の障がいを補うための用具が必要と認められる場合に給付します。(義肢、装具、補聴器、車いす等)	福祉課 福祉係
5) 障害者手帳の交付等	・身体に障がいを持つ方には、身体障害者手帳、知的障がいを持つ方には、療育手帳が交付されます。(診断または意見書が必要となります。)	福祉課 福祉係
6) 児童通所支援	発達につまずきのある子どもが日常生活における基本的な訓練の指導、集団生活への適応訓練等を行うために施設等に通所して実施します。	福祉課 福祉係
7) 放課後等 デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	福祉課 福祉係
8) 保育所等 訪問事業	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを 2 週間に 1 回支援 訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための 専門的な支援を行います	福祉課 福祉係

施策・事業名	概 要	所管課等
9) 巡回支援専門 員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	福祉課 子ども係

■施策の方向②障がい児の子育て不安や健康についての相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 発達相談	- 心理発達面で心配や悩みのある子どもと保護者に臨床心理士による心理発達面での相談を行います。 - 市立病院小児科外来でも専門医による相談を行っています。	子ども係 保健指導係 市立病院
2) 有田市特別支援 教育推進委員会 (就学指導委員会)	心身に障がいを持つ児童・生徒の適正な就学を図るため教育委員会の諮問に応じて審議し、判断・指導をします。	教育総務課
3) 児童相談事業	- 児童に関する虐待や養育困難、心身障がい等のあらゆる相談に応じます。 - 虐待防止ネットワークを利用してケース検討や家庭への支援、援助を行います。 - 要保護児童について子ども・女性・障害者相談センターと連携し対処します。	福祉課 子ども係 健康課 保健指導係 教育総務課
4) 障害児 相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児に対し、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。	福祉課 福祉係

■施策の方向③障がい児を持つ家庭を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 特別児童扶養手 当の支給	障がいのある児童を家庭において監護または養育している者に対して支給される手当です。国の事業ですが、市が代わって実施しています。	福祉課 福祉係
2) 障がい児保育対 策事業(再掲)	心身に障がいを持つ児童の保育を保育所で積極的に行っています。	福祉課 子ども係
3) 障害福祉サービ ス (居宅介護) (同行援護) (行動援護) (短期入所)	- 障がいにより日常生活を営むことに支障のある方のために自宅を訪問し、身体介護などの援助を行います。 - 視覚障がいにより移動に著しい困難がある方のために、外出に同行し情報提供等の援助を行います。 - 知的または精神障がいにより行動上の困難があり常時介護の必要がある方に、必要な援助を行います。 - 障がい児者を介護している家族が一時的に介護ができない場合に、施設で一時的に預かり食事等の必要な支援を行います(所得によって自己負担があります)。	福祉課 福祉係
4) 障害児福祉手 当の支給	20才未満の在宅の重度障がい児に手当を支給します。(月額14,140円)(所得により制限があります。)	福祉課 福祉係

施策・事業名	概 要	所管課等
５） 育成医療の給付	・身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療費の給付を行います。	福祉課 福祉係
６） 重度心身障害児者医療費の助成	・重度障がいの方々の医療費の助成を行います。（所得による制限があります。）	福祉課 福祉係
７） 有田市心身障害児手当	・心身障がい児の保護者に月額 2,500 円の手当を支給します。 [市単独事業]	福祉課 福祉係
８） 日常生活用具の給付	・在宅重度障がい児（者）等の日常生活での利便を図るための用具を給付または貸与します。（所得により自己負担があります。）	福祉課 福祉係
９） 移動支援事業	・屋外での移動が困難な障がい児者に対して、社会生活に必要な外出の支援を行います（利用には一定の要件があります）。	福祉課 福祉係
１０） 日中一時支援事業	・障がい児者に、日中における活動の場を提供します（所得によって自己負担があります）。	福祉課 福祉係
１１） 有田市福祉タクシー券の支給	・重度障がいのある方のタクシー利用料の一部を助成します。（年間２８回分初乗り運賃のみ）[市単独事業で、市税等を完納している方が対象です]	福祉課 福祉係
１２） 障がい児者に係る自動車税の減免等	・障がい児者のために使用する車の自動車税、取得税について減免があります。	福祉課 福祉係
１３） 障害児者有料道路通行料金割引	・障がい児者のために利用する有料道路通行料金が割引されます。	福祉課 福祉係
１４） 障害児者父母の会補助金	・障がい児者の保護者による福祉団体が行う事業に対して補助を行います。	福祉課 福祉係 健康課 保健指導係
１５） 障害者扶養共済制度	・障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 ・掛金月額、保護者の年齢等により１口 3,500 円～13,300 円まであります。（金額は制度改正等により改訂される場合があります。）２口まで加入可能。年金額は１口 20,000 円です。（実施主体は、道府県・指定都市です。）。	福祉課 福祉係
１６） 特別支援教育就学奨励事業	・小・中学校の特別支援学級に就学する児童等の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を補助します。学用品費、医療費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に應じて助成します。国庫補助を受けており、保護者の所得制限もあります。	教育総務課
１７） 特別な支援を要する子どもへの支援	・障がいのある子どもが幼稚園や保育所から小学校へ入学する時など、進学しても子どもの情報が途切れることのないように、関係機関が連携して情報の伝達を行い、必要な支援を行います。	福祉課 子ども係 健康課 保健指導係 教育総務課

(2) ひとり親家庭の自立支援

■これまでの取組

- ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、相談体制の充実や経済的支援など多面的な支援に努めました。

■施策の方向①ひとり親家庭の相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 家庭児童青少年 相談室(再掲)	- 子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。児童虐待などの対応や相談に応じます。 - 市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係
2) 母子生活支援施設における保護	- 配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護します。 - DVによる母子の緊急一時避難も施設において保護します。	福祉課 子ども係

■施策の方向②ひとり親家庭の生活を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により、母子又は父子家庭となり、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。子ども1人の場合、月額42,000円(一部支給41,990円～9,680円)2人目の子どもは5,000円を、3人目以降は1人3,000円が月額の金額に加算されます。所得制限があります。	福祉課 子ども係
2) 母子生活自立支援事業	- 母子家庭の母が経済的に自立できるように、就職時に有利になるような資格を取得するための支援をします。 - 教育訓練給付金：介護ヘルパーやパソコン技術の資格取得の授業料の一部を負担します。高等技能訓練促進費：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格取得時に生活の負担を軽減するために支給されます。	福祉課 子ども係

■施策の方向③ひとり親家庭の医療費を補助します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) ひとり親家庭 医療費の助成	・ 父母の離婚等により、母子又は父子家庭となり、18 歳に到達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方とその児童に対して、保険診療に係る医療費の自己負担分を助成します。所得による制限があります。	福祉課 子ども係

■施策の方向④母子家庭の福祉向上を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 母子寡婦福祉連 合会	・ 母子・寡婦家庭の福祉向上を目的に設立された連合会の活動、運営に対し、市が補助金を支給しています。事務局は、市社会福祉協議会内に設置されています。	福祉課 子ども係
2) 母子寡婦福祉資 金	・ 事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、就学支度資金、修学資金、修業資金、結婚資金、生活資金、特例児童扶養資金などの事業があります。	福祉課 子ども係
3) 生活福祉資金	・ 福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護資金、緊急小口資金等、資金の種類により貸付限度額が違います。詳しくは市町村社会福祉協議会へお尋ねください。	福祉課 子ども係

(3) 児童虐待防止対策の充実

■これまでの取組

- 育児不安や虐待・DV・いじめ等に対しての相談体制や地域全体で子どもを守る支援体制を充実させ、養育困難家庭の生活安定のため、社会的・経済的な支援を行いました。

■施策の方向①児童の虐待防止対策を充実します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 家庭児童青少年 相談室(再掲)	・子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。 ・児童虐待などの対応や相談に応じます。 ・市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係
2) 児童相談事業	・児童に関する虐待や養育困難、心身障がい等のあらゆる相談に応じます。 ・虐待防止ネットワークを利用してケース検討や家庭への支援、援助を行います。 ・要保護児童について子ども・女性・障害者相談センターとも連携し対処します。	福祉課 子ども係
3) 要保護児童対策 地域協議会	・地域の関係機関の緊密な連携と相互の協力によって、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努め、要保護児童等に対する支援内容の協議を行うことで、適切な保護を図ります。	福祉課 子ども係

■施策の方向②養育困難家庭を支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 養育支援訪問事 業	・養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、保育士、母子保健推進員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言及び育児支援等を行います。	健康課 保健指導係
2) 家庭児童青少年 相談室(再掲)	・子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。 ・児童虐待などの対応や相談に応じます。 ・市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係
3) 要保護及び準要 保護児童生徒就 学援助	・経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に学用品費、医療費、学校給食費、修学旅行費等を補助基準額に応じて助成します。	教育総務課
4) 生活保護費 (入学準備 金)の支給	・生活保護世帯に対して、小中高等学校に入学する児童に入学準備金として一時的に支給します。(小学校入学時40,600円、中学校入学時47,400円、高等学校入学時63,200円の範囲内)	福祉課 民生係

■施策の方向③配偶者等からの暴力被害者に対する相談に応じます

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 家庭児童青少年 相談室(再掲)	- 子育て家庭や悩み問題を抱えているすべての方の様々な相談に応じます。 - 児童虐待などの対応や相談に応じます。 - 市役所内に設置しており、月曜日～木曜日の午前9時～午後4時に相談業務を行っています。	福祉課 子ども係
2) DV(家庭内暴力)相談事業	配偶者から暴力を受けた被害者(DV被害者)からの相談を受け付けるとともに、関連機関との連携による支援を実施しています。	福祉課 子ども係

■施策の方向④支援や配慮を必要とする子どもを支援します

(主な施策・事業)

施策・事業名	概 要	所管課等
1) 「スクールカウンセラー」の配置事業	中学校4校と小学校2校にスクールカウンセラーが配置され児童や保護者に対する直接カウンセリングをおこないます。小中学生やその保護者の相談も受け付けています。	教育総務課
2) 特別支援教育	勉強や学校生活に特別な支援が必要な児童を対象に支援員を配置し、就学相談と教育環境の確保に努めています。また、巡回相談も実施しています。	教育総務課
3) 不登校対策	各中学校と小学校2校にスクールカウンセラーを配置し、相談活動を実施しています。また教育相談によるカウンセリングも行っています。	教育総務課
4) 非行対策	青少年センターにおいて、青少年の問題行動・非行防止、環境浄化のため巡回や補導活動を行います。また青少年の様々な問題や課題に應えるため、電話や面談による相談を受けます。学校や保護者と連携を重視して非行対策や健全育成にあたります。殊に、小学生の下校時、防犯パトロールを実施し、地域で子ども達を守るための啓発及び子どもに対する犯罪の抑止に努めています。	生涯学習課 青少年センター

第5章 計画の目標値等

1. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

- ・子ども・子育て支援給付
認定こども園、保育園、幼稚園
- ・地域型保育給付
小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【1号認定・2号認定・3号認定の量の見込みと確保の内容】

(単位:人)		平成26年度 (実績見込み)			平成27年度			平成28年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		157	475	216	197	498	216	197	498	216
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	—	—	—	0	504	226	200	504	226
	確認を受けない 幼稚園	—	—	—	200	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	—	—	—	0	0	0	0	0	0
差(②－①)					3	6	10	3	6	10

(単位:人)		平成29年度			平成30年度			平成31年度		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳	3～5歳	3～5歳	0～2歳
		教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		197	498	216	197	498	216	197	498	216
②確保の内容	認定こども園、 幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	200	504	226	200	504	226	200	504	226
	確認を受けない 幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差(②－①)		3	6	10	3	6	10	3	6	10

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策

①時間外保育事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、保育所の開所時間（11 時間）の前後 30 分以上において時間を延長して保育を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成 26 年度 （実績見込み）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	350	350	350	350	350	350
②確保の内容	—	350	350	350	350	350
差（②－①）	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育時間は、標準時間認定（11 時間）と短時間認定（8 時間）の 2 区分となり、区分を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されている。各区分において、必要に応じて延長保育が的確に提供できる体制を今後も確保していきます。

②放課後児童健全育成事業

【事業内容】

放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業を実施します

【量の見込みと確保の内容】

（単位：人）	平成 26 年度 （実績見込み）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	90	130	130	135	200	200
②確保の内容	—	150	150	150	250	250
差（②－①）	—	20	20	15	50	50

【確保の方策】

国より提示された「放課後子ども総合プラン」を基に、現状行っている事業の効果検証を行いながら、放課後児童対策を構築します。

③子育て短期支援事業

【事業内容】

家庭での養育が一時的に困難となった家庭の児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を、一定期間、養育及び保護を行うことで、安心して子育てができる環境の整備を図ることを目的に、事業実施施設を指定し、委託により、当該施設において一定期間、養育及び保護を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:延べ人)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	32	30	30	30	30	30
②確保の内容	—	30	30	30	30	30
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て短期支援事業は児童福祉法第21条の9により、市町村に努力義務規定が定められている事業であり、利用可能区域及び対象児童の年齢層の拡充を検討しつつ、利用者の意向を踏まえた上で、3か所で事業を実施していきます。

④地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

就学前の児童やその保護者が交流できる場を提供するとともに、子育てを応援したり、育児不安や子育ての様々な相談を受けながら家庭訪問や子育て支援を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人回)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8000	8000	8000	8000	8000	8000
②確保の内容	—	8000	8000	8000	8000	8000
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子育て家庭にとって、より身近な場所に親子が集う場を提供するために、3か所で事業を実施していきます。

⑤一時預かり事業

【事業内容】

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、あるいは、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、一時預かり事業を実施します。幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができるもので保育所で実施しています。

(ア) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,600	6,300	6,300	6,300	6,300	6,300
②確保の内容	—	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
差(②－①)	—	200	200	200	200	200

(イ) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	159	180	180	180	180	180
②確保の内容	—	200	200	200	200	200
差(②－①)	—	20	20	20	20	20

【確保の方策】

一時預かり事業の幼稚園型については、幼稚園・認定こども園が一体的に事業を実施することを前提とした事業類型が国において検討されています。今後は、国から示される事業類型を確認し、主に教育標準時間認定の子どものニーズを吸収できるよう事業を実施していくこととします。

⑥病児・病後児保育事業

【事業内容】

病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で養育することができない期間に一時的に保育・看護を行います。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	50	100	100	100	100	100
②確保の内容	—	720	720	720	720	720
差(②－①)	—	620	620	620	620	620

【確保の方策】

今後も保護者のニーズに対応するため実施し、市民への事業周知も併せて行っています。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

【事業内容】

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリーサポートセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	—	0	0	0	0	0
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

実績がないため、量を見込んでいませんが、今後もアンケート調査等で、市民ニーズの把握に努め、事業の実施を検討していきます。

⑧利用者支援事業

【事業内容】

新制度では多様な教育・保育や子育て支援事業が用意され、待機児解消や育児不安・育児負担の軽減のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、利用者支援事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:か所)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	—	1	1	1	1	1
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

子ども・子育て支援新制度に伴う多様な子育て支援サービスの利用について、きめ細やかな情報提供・相談支援を行い、利用者支援機能の充実を図ります。

⑨妊婦健診

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,906	3,828	3,762	3,696	3,630	3,564
②確保の内容	—	3,828	3,762	3,696	3,630	3,564
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も引き続き、より安心して健やかな妊娠出産が行えるよう支援していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する様々な悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人日)	平成26年度 (実績見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	176	172	169	166	163	160
②確保の内容	—	172	169	166	163	160
差(②－①)	—	0	0	0	0	0

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

⑪養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業を実施します。

【量の見込みと確保の内容】

(単位:人)	平成26年度 (実績)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	5	5	5	10	10	10
②確保の内容	—	10	10	20	20	20
差(②－①)	—	5	5	10	10	10

【確保の方策】

支援が必要な家庭に対して早期に把握し適切な支援に結びつけるため、着実に事業を実施していきます。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るため助成を行う事業です。

【平成 25 年度、平成 26 年度の状況】

新規事業のため、事業実績はありません。

【量の見込みと確保方策】

国の動向に応じて助成を行っていきませんが、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進及び多様な事業者の能力を活用しながら、保育所、小規模保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

【平成 25 年度、平成 26 年度の状況】

新規事業のため、事業実績はありません。

【量の見込みと確保方策】

地域ニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、国の動向に応じて支援を行っていきませんが、量の見込み及び確保方策等は設定しません。

3. 教育・保育の一体的提供及びその推進体制の確保

認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めることとされている。

第6章 計画の推進

1. 推進体制の充実

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役場関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

（３）国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「有田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的にサービス推進検討会に報告します。

